

ステージA 生活保護と障害者福祉は、いま

□ 総括報告

社会保障は、人が生きていく上で直面する困難を、その困難の状況に応じて解決する手立てを公的に保障するものです。この社会保障制度の中の「公的扶助（生活保護）」と、「福祉サービス（障害福祉・こども家庭福祉・高齢福祉など）」が社会福祉の分野ということになります。ステージAは、この社会福祉の分野から、「障害福祉」と「生活保護」の現状についてレポートします。



神奈川県相模原市の障害者殺傷事件は衝撃でした。マスコミの報道によれば、犯行の動機は『障害者は社会を不幸にする。生きる価値がない。だから世の中のために殺した。』というものでした。

この事件は、“たまたま起った”、“この人に限った”、極めて特異なケースでは決してありません。

この事件のように、異質なものや弱者を受け入れず、一方的に排除するという風潮は、福島からの避難者へのいじめ、ヘイトスピーチなどに通じているものがあります。このような、異質なものや弱者を受け入れない思想は、「全ての人には生きていく価値があり、全ての人々が幸福に生きる権利を持っている。その一人一人に対して、社会が健康で文化的な生活を保障する」という社会保障の理念の対極にあるものです。

第2次世界大戦後、日本では憲法25条の生存権保障をよりどころに、社会保障制度の充実が図られてきました。1950年には、憲法に基づく日本の社会保障の具体化について、社会保障制度審議会が、社会保障に対する国家責任を明らかにした政府への勧告を行いました。

しかし、一方で、社会保障制度が「国民の自主的責任の概念を害してはならない」として「社会保障の中心をなすものは自らをしてそれに必要な経費を拠出せしめるところの社会保険制度」としたため、その後、社会保障の理念をめぐって、政府と国民の間のせめぎ合いが続いています。

1960年代から70年代には、労働組合や国民の運動の広がりの中で、老人医療費無料化や高額療養費支給など、制度改善が進みましたが、1980年代の低成長期に入り、増税なき財政再建を掲げた第2臨調のもとで「日本型福祉社会」のキャンペーンが張られ、社会保障に対する国家責任の縮小が進められました。

1990年代には、社会保障の理念の見直し・改造が行われました。1995年の社会保障制度審議会年勧告では「国民は自らの努力によって自らの生活を維持する責任を負う」という

原則の上に「給付がその負担に基づく権利として確立」している社会保険が「我が国社会保障制度の中核」として自己責任論と社会保険制度拡大が強調されました。

21世紀に入ると、「税と社会保障の一体改革」の名の下に消費税の導入・引き上げ、社会保障分野への市場原理の導入・企業参入への門戸開放など、新自由主義的社会保障改革の方向がより鮮明になり、社会保障への公的責任の拡大を求める国民の要求との矛盾を強めています。

社会福祉の仕事を担当する自治体労働者は、その窓口で否応なくこの矛盾と向き合わなければなりません。国の政策を事務的に住民に押し付ける仕事ぶりでは、住民との激しい対立を避けることができません。一方、制度を無視して住民の要求通りにすることもできません。

国の制度交代が進む中で、今ある現状の中で、住民と一緒に前を向ける仕事を社会福祉の分野でどう実践できるかが問われます。それは、情報の共有と問題解決への共感づくりの実践力ではないでしょうか。そしてこれを社会福祉の分野で実践するには、社会保障への深い理解と技術の習熟が問われます。では、今の自治体の職場で、その専門性がどれほど大切にされているのでしょうか。

また、人員が極度に絞られ、長時間過密労働が常態の労働環境でどれほどのことができるのでしょうか。今こそ、社会福祉労働者とその職場のあり方が問われます。

最近の生活保護の基準切り下げをどうみるか

1. 生活保護費総額の削減が行われた

政府は、H25年から生活保護費総額約670億円、平均6.5%（最大10%）という生活扶助基準の引下げを3段階に分けて行う方針を決定した。そして、同年8月に1回目の引下げが、26年4月に2回目の引下げが、さらに27年4月に最後の引き下げが断行された。この一連の基準引下げにより全保護利用世帯の約96%の世帯の受給額が減額となった。

2. 捕捉率は2割程度

日本では人口の1.6%しか生活保護を利用しておらず、先進国の中でもかなり低い利用率にある。しかも、生活保護基準以下の残りの8割、数百万人もの人が生活保護から漏れているといわれている。

2012年以降、全国で起きた「餓死・孤立死」事件発生の背景には、この捕捉率の低さが影響していると考えられる。

3. 住宅扶助基準の引下げ

住宅扶助基準の引き下げが行われ、

○鴻巣市等3級地 H27年7月までの単身41,500円 ⇒ 37,000円

○上尾市等2級地 H27年7月までの単身47,700円 ⇒ 43,000円

○さいたま市等1級地 H27年7月までの単身47,700円 ⇒ 同額 となった。

家賃物価の動向（全国平均△2.1%）を反映させ適正化したとされ、特に2、3級地の基準額の引き下げが目立った。

基準額が下がると、超えた家賃の家については、次の更新までに転居をしてもらうということになり、転居に伴う敷金等や引越代は出るが、住み慣れた家から転居しなければならない。鴻巣では、転居指導対象が昨年7月に34件あったが、現在は家賃引き下げや転居により残り13件となっている。

順番として、家賃引き下げ交渉をお願いし、値下げできない場合は、本当に転居となるか、通院や就労等に支障がある場合や高齢者・障害者で転居が困難な場合には経過措置により、引き続き居住が認められるため、それにより、転居しなくてすむケースもある。

今回の減額について、不動産屋や大家さんからも問い合わせがあった。やはり、憲法で定めた居住の自由があるにもかかわらず、国の基準が変わったからといって急に転居を求めるのは、非常に酷であるし、貸す側である不動産関係者にも理解が得がたいものであった。

4. 冬季加算の引下げ

冬季加算の引下げが、H27年11月から実施された。制度の目的は、光熱費が増加する11月から3月までの加算である。級地による冬季の格差が減り、県内では、川口市等の1級地はマイナス、草加等2級地・3級地はプラスとなった。

傷病・障害等による療養のため常時在宅している世帯員がいたり、乳児がいたりする世帯は、冬季加算の1.3倍にできる（特別基準の設定）としたが、実際に1.3倍にしたケースは近隣市に尋ねても該当がなかった。

5. 生活困窮者自立支援法

国は、最後のセーフティネットである生活保護に陥らないようにと、第2のセーフティネットというふれ込みで、生活困窮者自立支援法をH27年4月から施行した。

生活困窮者自立相談支援、就労支援、学習支援、住居確保給付金等をはじめとした各種事業を実施するよう通知がされ、国から補助金もあるが率は最高で3/4から1/2であり、市の負担も必要となっているために、一部の支援事業を実施するに留まっている。

また、生活困窮者自立支援法の支援事業では、相談者に直接給付するものではないので、結局、生活費が無い場合は、生活保護となってしまふ。相談窓口も増えたのに、人員増はなかなか望めなく、人材や委託予算確保も課題となっている。

6. まとめ

国は、命に関わる生活保護費をも削減するために、生活保護バッシングを追い風にして基準を下げてきた。あわせて住民と直接に対応する自治体職員の体制を脆弱にして、住民にも職員にも困難を押し付けている。

福祉も聖域にあらずとして、給付が縮小され、専門職や職員の配置が十分されないで、残業の多い福祉職場の実態は添付の「障害福祉職場アンケート」からもわかると思う。

その一方で、軍事費を増額し続け、すでに5兆円を超える世界有数の軍事大国になっている。消費税は社会保障にあてるなどと言って増税したのは一体何だろうか…と思わざるを得ない。

国から地方への財政支出も削られている。その結果、住民と住民の分断、住民と職員の分断、自治体間の分断も広げられている。その分断を克服して、誰もが暮らしやすい社会をどう残していくかが課題であると思う。

まずは、それらについても気軽に話せるような職場づくりをし、組合活動へつなげたいと思う。社会福祉部会では、現在、障害福祉職場アンケートを行って集計をしているが、他の福祉職場の状況も把握して活動をひろげるため、各単組の福祉職場の担当者が多数、部会活動に参加してほしい。